（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
3　申請書の写し及び施行規則第16条第２項各号に掲げる書類を添付する。
（記載要領）
1　単位が「％」の欄は小数点第１位までの値を記載する。
2　「同族関係者」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
3　「新たに特定後継者になることが見込まれる者」については、該当する者がいない場合に記載しない。
4　「確認申請日における保有議決権数及びその割合」については、平成21年３月31日までに特定後継者が特定代表者から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該特定後継者が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。

様式第二十三を次のように改める。

様式第 23

施行規則第17条第３項の規定による変更確認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名　　印

年　　月　　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条第１項の確認について、下記のとおり変更したいので、施行規則第17条第１項（第２項）の確認を申請します。

記

1　変更事項
2　変更内容

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
2　申請書の写し及び施行規則第17条第１項又は第２項で準用される第16条第２項各号に掲げる書類を添付する。
（記載要領）
1　「特定後継者」、「新たに特定後継者となることが見込まれる者」又は「具体的な計画」を併せて変更する場合には、該当事項について並べて記載する。
2　「変更内容」については、変更前後を対比して記載する。

様式第二十四を次のように改める。

様式第 24

施行規則第18条第２項の規定による確認取消申請書

年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名　　印

年　　月　　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第16条第１項の確認を取り消されたいので、施行規則第18条第２項の規定により確認の取消しを申請します。

記

確認の年月日及び番号
（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
2　申請書の写しを添付する。
（記載要領）
「確認の年月日及び番号」については、施行規則第17条第１項又は第２項の変更の確認を受けている場合には、当該変更の確認の年月日及び番号を並べて記載する。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令の施行前に次の各号に掲げる事由があった場合であってこの省令の施行後に当該事由に係る法第十二条第一項の認定（当該各号に定める事由に係るものに限る。）の申請がされたときにおける同項の認定については、なお従前の例による。
一　贈与　この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第十八条第一項第七号の事由
二　相続　旧規則第十八条第一項第八号の事由
2　この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定の申請であってこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。
第三条　この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定を受けた者及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によりされた認定（以下「旧認定」と総称する。）に係る旧規則第八条第二項から第三項までの認定の有効期限、旧規則第九条第一項から第三項までの認定の取消し、旧規則第十条第一項及び第二項の合併があった場合の認定の承継、旧規則第十一条第一項及び第二項の株式交換等があった場合の認定の承継並びに旧規則第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項及び第十一項の報告については、なお従前の例による。
2　旧認定に係る旧規則第十三条第一項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「以下この条において同じ。」並びに」とあるのは「以下この条において同じ。）及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに」と、「当該特別贈与認定中小企業者等に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）には」とあるのは「当該特別贈与認定中小企業者等（同項承継贈与者の相続が開始した場合には」と、それぞれ読み替えるものとする。
第四条　この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認又は旧規則第十七条第二項若しくは第三項の変更の確認の申請であってこの省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものに係るこれらの確認については、なお従前の例による。
第五条　この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認若しくは旧規則第十七条第二項の変更の確認又は前条の規定によりなお従前の例によることとされた確認（以下「旧確認」と総称する。）であって次の各号のいずれかに該当するものに係る旧規則第十八条第一項の確認の取消しについては、なお従前の例による。
一　旧認定に係る旧確認
二　附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の申請をしようとしている又は申請をした場合における当該認定に係る旧確認